

News Release

2020年3月31日

熊本銀行・親和銀行・十八銀行における信託銀行の 「遺言信託・遺産整理業務」取扱い開始について

株式会社福岡フィナンシャルグループ（取締役会長兼社長 柴戸 隆成）傘下の株式会社熊本銀行、株式会社親和銀行、株式会社十八銀行は、円滑な資産承継や相続対策などのお客さまの相続に関する幅広いニーズにお応えするため、信託銀行の信託代理店として「遺言信託・遺産整理業務」の取扱い（※媒介業務）を開始することにいたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 取扱い開始日

2020年4月1日

2. 提携内容

(1) 遺言信託

「遺言書の作成に関するご相談」から「遺言書の保管」、「相続発生後の遺言の執行」までの一連のお手続きをサポートするサービス

(2) 遺産整理業務

相続が発生した際に財産目録作成や名義変更などの手続きの代行、遺産分割協議書作成のサポートを行うサービス

3. 信託代理店契約締結先

三菱UFJ信託銀行株式会社、三井住友信託銀行株式会社、みずほ信託銀行株式会社

4. 取扱い店

熊本銀行・親和銀行：ソリューション営業部
十八銀行：ソリューション推進部

5. ご参考

福岡銀行では既に「遺言信託・遺産整理業務」について下記信託銀行の商品の取扱い（媒介）を行っております。

信託代理店契約締結先

三菱UFJ信託銀行株式会社、三井住友信託銀行株式会社、みずほ信託銀行株式会社

以上

《 本件に関するお問合せ先 》

(株)熊本銀行	営業推進部	山城・北口	TEL：096-385-1141
(株)親和銀行	営業推進部	池田・赤坂	TEL：095-828-7998
(株)十八銀行	営業統括部	花田・岩下	TEL：095-828-8131